

令和 3 年 度

財政援助団体等監査の
結果報告書

匝瑳市監査委員

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

- 1 財政援助団体 匝瑳市シニアクラブ連合会
匝瑳市社会福祉協議会（匝瑳市シニアクラブ連合会事務）
- 2 補助事業名 シニアクラブ活動助成事業補助金
- 3 所管課 高齢者支援課

第3 調査期間

令和3年7月16日から令和3年11月25日まで

説明聴取日 令和3年8月25日（場所：市役所第3委員会室）

第4 監査の着眼点

令和2年度に匝瑳市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかに着眼した。

第5 監査の実施内容

匝瑳市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求め予備調査等を行い、説明聴取日には、関係者から説明を受けた後、口頭による質疑、資料等の検査を行った。

なお、監査の概要は、次のとおりである。

第6 監査の概要

1 財政援助団体の概要

- (1) 名称 匝瑳市シニアクラブ連合会
- (2) 会則施行年月日 平成18年4月1日
- (3) 事業所の所在地 匝瑳市今泉6491番地1
匝瑳市社会福祉協議会内
- (4) 代表者 会長 石和田 秀雄
- (5) 目的

匝瑳市内のシニアクラブの普及、育成、発展を図り、高齢者福祉の増進と社会福祉の発展に寄与するため、会員の連絡協調と併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(6) 事業

- ア シニアクラブ活動の普及に関する広告宣伝
- イ シニアクラブ活動の育成に関する総合企画

ウ シニアクラブ活動の推進に関する調査研究

エ シニアクラブ活動の連絡協調

オ その他高齢者福祉の発展のため必要と認められる事業

(7) 組織 匠瑛市内のシニアクラブ会員で組織されている。

(8) 役員定数

会長1名、副会長6名以内、理事11名、会計2名、監事2名、
書記2名、県老連若手委員1名

(9) 専門部会 会の目的を達成するために設けられている。

総務部会、業務部会、文化部会、健康部会、女性部会、交通安全部会。

(10) 収支決算状況

収入		(単位：円)		
区分	令和2年度	令和元年度	比較増減	
会費	1,040,000	1,030,000	10,000	
補助金	5,508,300	5,497,500	10,800	
委託金収入	600,000	600,000	0	
県連助成金	30,199	20,000	10,199	
雑収入	12,013	39,010	△ 26,997	
繰越金	629,076	419,743	209,333	
計	7,819,588	7,606,253	213,335	

支出		(単位：円)		
区分	令和2年度	令和元年度	比較増減	
運営費	442,548	480,808	△ 38,260	
会議費	144,103	263,795	△ 119,692	
旅費	0	14,200	△ 14,200	
消耗品	35,133	15,982	19,151	
交際費	0	10,000	△ 10,000	
慶弔費	18,500	15,000	3,500	
通信費	20,512	0	20,512	
役務費	218,590	136,660	81,930	
雑費	5,710	25,171	△ 19,461	
事業費	1,668,610	1,668,869	△ 259	
研修会費	37,160	50,674	△ 13,514	
負担金	746,171	635,660	110,511	
各種大会費	0	150,943	△ 150,943	
加入推進費	55,799	26,460	29,339	
女性活動費	200,000	200,000	0	
会報発行費	13,990	0	13,990	
高齢者の生きがいと健康 づくり推進事業費	615,490	605,132	10,358	
補助金	4,808,300	4,807,500	800	
予備費	0	20,000	△ 20,000	
計	6,919,458	6,977,177	△ 57,719	
収支差引残額	900,130	629,076	271,054	

2 シニアクラブ活動助成事業補助金の内訳

補助金名	匝瑳市シニアクラブ補助金	社会福祉協議会補助金
事業目的	シニアクラブ活動を通じて、個人、家庭、社会生活における老人福祉の増進と会員相互の親睦を図る。	市シニアクラブ連合会の事務
補助金額	5,508,300円	900,000円
補助金の内訳	シニアクラブ連合会分 700,000円 会員分 100円×4,403人=440,300円 単位クラブ分 3,500円×12月×104クラブ =4,368,000円	非常勤職員給与

第7 監査の結果

シニアクラブ活動助成事業補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

なお、指摘事項には至らないが、監査を執行する中で検討を要する事項については、口頭により指導した。